

せとうちみなとマルシェ実行委員会広告事業実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、せとうちみなとマルシェ実行委員会（以下「実行委員会」という。）が保有する資産に民間企業等の広告を掲載することにより、当実行委員会の新たな財源を確保し、今治地方並びに瀬戸内エリアの観光と文化の向上、産業、経済の振興を図るため当実行委員会が行う広告事業について必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 広告実施の方法

(広告方法)

第2条 会長は、広告事業として業務の請負若しくは広告表示された物品等の寄附若しくは借入れ等の方法により広告掲載することができる。

(業務の請負)

第3条 業務の請負は、次に定める方法により行う。

(1) 当実行委員会が発行するパンフレット若しくはポスター等又はホームページ等への掲載

(2) 当実行委員会が配布する広報等の印刷物と併せて広告主が作成した広告印刷物の配布

(物品等の寄附又は借入れ)

第4条 物品等の寄附又は借入れは、広告主が広告表示した物品等を借り入れ、又は寄附を受け入れることにより、当該物品等を当実行委員会の必要な用途に利用する。

(広告掲載の対価)

第5条 会長は、第2条の広告掲載（以下「広告掲載」という。）の対価として、広告主から広告掲載料、使用料又は貸付料を徴収する。

第3章 広告主の決定

(広告事業の対象範囲等)

第6条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告事業の対象としない。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 人権侵害となるもの
- (4) 政治性等のあるもの
- (5) 社会問題等についての主義主張に該当するもの
- (6) 個人の名刺広告に該当するもの
- (7) 美観風致を害するもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるもの
- (9) 行政機関等が推奨していると思わせるもの
- (10) 他をひぼう、中傷又は排斥するもの

(11) 当実行委員会の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの

(12) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載することが適当でないと会長が認めるもの

2 暴力団又は暴力団の構成員として認めるに足る相当の理由が認められる者は、広告掲載をするもの「以下「広告主」という。」としない。

3 前2項に定めるもののほか、広告掲載に関する基準（以下「広告掲載基準」という。）は、別に会長が定める。

（広告主の募集）

第7条 会長は、当実行委員会が所有する資産に広告を掲載しようとするときは、この要綱及び広告掲載規準に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項を要領として定め、次に掲げる募集の条件を明示して、広告主を募集するものとする。

(1) 広告掲載の方法

(2) 募集する広告の規格及び数量

(3) 広告掲載の範囲及び基準

(4) 募集の期間及び応募の方法

(5) 広告掲載の対価の基準となる額

(6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（募集に対する決定）

第8条 会長は、募集に対する広告主の決定に当たっては、広告掲載の対価により決定する。ただし、特別の理由があるときは、別の方法により決定することができる。

2 会長は、前項の規定により広告主を決定したときは、その結果を申込者に通知する。

（広告主からの申込み）

第9条 会長は、第7条の規定にかかわらず、広告主から申込みがあったときは、募集によらず、広告主を決定することができる。

（契約の締結）

第10条 広告主を決定しようとするときは、会長の承認を得て行うものとする。

2 前1項により広告主を決定したときは、広告実施方法に応じて、許可、契約その他必要な手続きをとらなければならない。

（契約書の作成）

第11条 会長は、請負又は借入れにより広告掲載を行うときは、おおむね次に掲げる事項を記載した契約書により契約を締結しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により必要がないと認められる事項については、この限りでない。

(1) 広告掲載の内容に関する事項

(2) 広告掲載料に関する事項

(3) 広告掲載の期間に関する事項

(4) 広告掲載料の納入期限及びその方法並びに延滞利息に関する事項

(5) 広告掲載契約の解除に関する事項

(6) 広告主の責務に関する事項

(7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 貸付けにより広告掲載を行う場合に作成する契約書については、その契約書の性質に反しない範囲内で前項の事項を規定するものとする。

(広告掲載契約の解除)

第12条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告主への催告等を行わずに、広告掲載契約の解除をすることができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載をしないとき。
- (2) 広告主が当法人の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (3) 広告主が社会的信用を著しく失墜するような行為をしたとき。
- (4) 広告主の倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき。
- (5) 当法人の業務上、やむを得ない事由が生じたとき。

第4章 広告主の責務

(広告主の責務)

第13条 広告主は、広告の内容等を含め掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを当法人に対して保証するものとする。
- 3 第三者から、広告に関連して苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならないものとする。

第5章 せとうちみなとマルシェ運営委員会

(せとうちみなとマルシェ運営委員会)

第14条 広告掲載の適否について審査するため、必要に応じて実行委員会の事業を効果的に推進するため、下部組織であるせとうちみなとマルシェ運営委員会（以下「委員会」という。）により審査するものとする。

- 2 委員会は、実行委員会会則第12条をもって組織する。

(会議の開催・結果・報告)

第15条 委員会の会議は、実行委員会会則第12条第6項の規定に基づき行うものとする。

(事務局)

第16条 実行委員会会則第5条をもって処理する。

第6章 雑則

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。